

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第26号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育長訓令	ページ
○ 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令	1
○ 教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令	1
○ 兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令	15
○ 教育機関処務規程等の一部を改正する訓令	15

教育長訓令

兵庫県教育長訓令第1号

本 庁
教育 事務所

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県教育長 高井芳朗

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部を改正する訓令

兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程(昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第7号中「事務」の右に「(アからカまでにあつては、予算成立後の事由に基づき内容が変更された事業又は新規の事業に係るものその他重要と認められるものに限る。)」を加え、同号中アを削り、イからカまでをアからオまでとし、同号キ中「寄附金」を「1件2,000万円以上の寄附金」に改め、同号中キをカとし、クをキとする。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。



兵庫県教育長訓令第2号

本 庁
教育 事務所
教育 機関

教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県教育長 高井芳朗

教育委員会事務局等職員健康管理規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員健康管理規程(昭和44年兵庫県教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「-第4条」に、「健康管理の機関及びその職務(第3条-第5条)」を「安全衛生管理体制(第5条-第5条の11)」に改め、第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及びこれに基づく関係省令に定めるもののほか、職員の安全及び健康の確保について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本庁 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）第3条第1項に規定する本庁をいう。
- (2) 地方機関等 兵庫県教育委員会行政組織規則第3条第2項に規定する地方機関及び同条第4項に規定する教育機関をいう。
- (3) 職員 本庁及び地方機関等に常時勤務する職員をいう。
- (4) 所長等 地方機関等の長をいう。
- (5) 所属長 本庁の課長若しくは室長又は所長等をいう。

第3条及び第4条を削り、第1章中第2条の次に次の2条を加える。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、職員の安全及び健康の確保に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、所属長及び次章の規定により置かれた統括安全衛生管理者等が法令及びこの訓令の規定に基づいて講ずる安全及び健康の確保のための措置に協力するよう努めなければならない。

「第2章 健康管理の機関及びその職務」を「第2章 安全衛生管理体制」に改め、第5条を次のように改める。

（統括安全衛生管理者）

第5条 安全衛生管理者を指揮し、その業務を統括させるため、統括安全衛生管理者を置く。

2 前項の統括安全衛生管理者は、教育長があらかじめ指定する教育次長の職にある者をもって充てる。

第5条の次に次の10条を加える。

（安全衛生管理者）

第5条の2 本庁及び各地方機関等に、安全衛生管理者を置く。

2 前項の安全衛生管理者は、本庁にあつては教職員課長の職にある者を、地方機関等にあつては所長等の職にある者をもって充てる。

3 第1項の安全衛生管理者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 快適な職場環境を形成するための措置に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び健康の確保に必要な措置に関すること。

（衛生管理者）

第5条の3 法第12条の規定に基づき衛生管理者を置かなければならない本庁又は地方機関等においては、教職員課長及び所長等は、本庁又は当該地方機関等に所属する職員で法第12条第1項の規定に該当するものの中から、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第7条第1項第4号に定める員数の基準に従い、衛生管理者を選任するものとする。

2 前項の衛生管理者は、安全衛生管理者の指揮を受け、前条第3項各号に掲げる事項のうち、衛生に関する技術的事項を管理するものとする。

3 教職員課長及び所長等は、第1項の規定により衛生管理者を選任し、又は解任したときは、速やかに、衛生管理者選（解）任報告書（様式第1号）を統括安全衛生管理者に提出しなければならない。

（衛生推進者）

第5条の4 法第12条の2の規定に基づき衛生推進者を置かなければならない地方機関等においては、所長等は、当該地方機関等に所属する職員で衛生に関し経験を有するものの中から、衛生推進者を選任するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、衛生推進者について準用する。

（産業医）

第5条の5 省令第14条第1項各号に掲げる事項を処理させるため、産業医を置く。

2 統括安全衛生管理者は、法第13条第1項及び第2項の規定に該当する職員の中から産業医を選任するものとする。

3 前項の産業医は、統括安全衛生管理者が指定する本庁又は各地方機関等に所属する職員に係る省令第14条第1項各号に掲げる事項を処理するものとする。

(衛生委員会の設置)

第5条の6 次に掲げる事項を調査審議し、教育長に意見を述べるため、衛生委員会を本庁及び常時50人以上の者が勤務する地方機関等に置く。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(衛生委員会の組織)

第5条の7 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、その定数については教育長が定める。

- (1) 安全衛生管理者又は安全衛生管理者に準ずる者のうちから教職員課長又は所長等が指名した者
- (2) 衛生管理者のうちから教職員課長又は所長等が指名した者
- (3) 産業医のうちから教職員課長又は所長等が指名した者
- (4) 衛生に関して経験を有する者のうちから教職員課長又は所長等が指名した者

2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、職員の過半数で組織する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条の規定による職員団体があるときはその職員団体、職員の過半数で組織する職員団体がなくときは職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、教職員課長又は所長等が指名しなければならない。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 教職員課長及び所長等は、委員会を組織したときは、速やかに、衛生委員会設置報告書（様式第2号）により、統括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(衛生委員会の議長)

第5条の8 衛生委員会に議長を置く。

2 議長は、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

3 議長は、会務を総理する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(衛生委員会の会議)

第5条の9 衛生委員会は、議長が招集する。ただし、議長は、3分の1以上の委員から請求があるときは、衛生委員会を招集しなければならない。

2 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(衛生委員会の庶務)

第5条の10 衛生委員会の庶務は、本庁にあっては教職員課において処理し、地方機関等にあっては所長等が指定する職員が処理する。

(衛生委員会の運営)

第5条の11 第5条の6から前条までに定めるもののほか、衛生委員会の運営について必要な事項は、議長が定める。

第6条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に、「つど主任衛生管理者」を「都度、統括安全衛生管理者」に改める。

第8条中「、異常のあつた」を「異常のあった」に、「並びに主任衛生管理者」を「並びに統括安全衛生管理者」に、「定時健康診断」を「、定期健康診断」に、「行なう」を「行う」に、「そのつど主任衛生管理者」を「、その都度、統括安全衛生管理者」に改める。

第9条中「主任衛生管理者が職員」を「統括安全衛生管理者が職員」に、「行なうものとし」を「行うものとし」に、「つど主任衛生管理者」を「都度、統括安全衛生管理者」に改める。

第10条中「行なう」を「行う」に、「別に」を「、別に」に改める。

第11条の見出し中「実施者」を「の実施者」に改め、同条中「主任衛生管理者」を「統括安全衛生管理者」に、「衛生管理者が行なう」を「、産業医が行う」に改め、「ただし、」の右に「統括安全衛生管理者が」を加え、「衛生管理者以外」を「産業医以外」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第12条中「のち、すみやかにもよりの国公立医療機関」を「後速やかに、最寄りの医療機関」に、「衛生管理者」を「その結果を産業医」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

健康診断を行ったときは、産業医が行ったものについては当該産業医が統括安全衛生管理者及び所属長に、産業医以外の医師が行ったものについては所属長が統括安全衛生管理者に、それぞれその結果を書面により報告しなければならない。

第13条第2項中「主任衛生管理者」を「統括安全衛生管理者」に改める。

第14条第1項中「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「なつた」を「なった」に改め、同条第3項中「主任衛生管理者」を「統括安全衛生管理者、産業医」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第14条の2第1項中「衛生管理者は、第11条本文の規定により」を「産業医は、」に改め、同条第2項中「衛生管理者」を「所属長は、産業医」に、「行なつた」を「行った」に、「結果は、所属長が」を「結果を」に、「しておくものとする」を「しなければならない」に改める。

第15条中「主任衛生管理者」を「統括安全衛生管理者」に、「認める」を「認めた」に改める。

第16条第1項中「病気（）」を「疾病（）」に、「医師の診断書を添えて、その旨を所属長に」を「所属長に医師の診断書を提出し、その旨を」に、「病気によるもので、」を「疾病によるもので」に、「診断書の提出は」を「診断書の提出は、」に改め、同条第2項中「前項の場合において、職員の病気」を「所属長は、前項の規定に基づき診断書を受理した場合において、当該職員の疾病」に、「従い」を「従い、」に、「これを主任衛生管理者に提出」を「その旨を教育長に報告」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員の疾病が精神障害によるものであると認められる場合であつて、その療養期間が90日を超える見込みがないときその他教育長が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第16条第2項各号を次のように改める。

- (1) 結核性疾患の場合 診断書（様式第4号）及びレントゲン写真
- (2) 精神障害の場合 診断書（様式第5号）及び所属長の観察報告書（様式第6号）

第16条第3項を削る。

第17条第1項中「前条第3項の」を「前条第2項の規定による」に、「次章に規定する健康管理審査会」を「第24条の審査会」に、「聞き」を「聴き」に、「区分」を「指示区分」に、「行なう」を「行う」に、「合わせて」を「併せて」に改め、同項第1号中「行つて」を「行って」に改め、同項第2号中「定期的」を「、定期的」に改め、同条第2項中「あつた」を「あった」に改め、「精神障害」の右に「（前条第2項本文の規定による報告を要するものに限る。以下「報告を要する精神障害」という。）」を加え、「除き」を「除き、」に、「従い」を「従い、」に、「区分」を「指示区分」に、「行なう」を「行う」に改める。

第18条中「衛生管理者」を「産業医」に、「従つて」を「従い、」に、「健康回復」を「健康の回復」に改める。

第19条第1項中「3箇月ごとに」を「、3箇月ごとに、」に、「様式第3号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「3箇月ごとに」を「報告を要する」に改め、「ついで」の右に「、3箇月ごとに」を加え、「様式第4号」を「様式第8号」に改める。

第20条中「健康管理審査会」を「、第24条の審査会」に、「聞き」を「聴き」に、「意見書」を「意見」に改める。

第21条中「結核性疾患及び」の右に「報告を要する」を加え、「病気に」を「疾病に」に、「様式第5号」を「様式第9号」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第1号中「診断書」の右に「（様式第10号）」を加え、同条第2号中「精神障害」を「報告を要する精神障害」に改め、「診断書」の右に「（様式第11号）」を加え、同条第3号中「又は病気」を「若しくは疾病」に改める。

第22条中「あつた」を「あった」に、「健康管理審査会」を「第24条の審査会」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第23条中「様式第6号」を「様式第12号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の書類を受理した場合において、必要があると認めるときは、次条の審査会の意見を聴き、その意見に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第25条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「主任衛生管理者をもつて」を「統括安全衛生管理者をもつて」に改め、同条第3項中「体育保健課長」を「教職員課長」に、「もつて」を「もって」に改める。

第26条第2号を削り、同条第3号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第30条中「体育保健課」を「教職員課」に改める。

第31条中「主任衛生管理者」を「統括安全衛生管理者」に、「職員」を「、職員」に改める。

第32条中「主任衛生管理者」を「統括安全衛生管理者」に、「体育保健課長」を「、教職員課長」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条の3、第5条の4関係）

衛生管理者（推進者）選（解）任報告書

所 属 名						職 員 数		
						男	女	計
所 在 地 (電話番号)								
氏 名	性別	生 年 月 日 (年 齢)	選任年月日	管理すべき 範 囲	備 考			
参 考 事 項								
上記のとおり報告します。 年 月 日 統括安全衛生管理者様 <div style="text-align: right;"> 教職員課長又は所長等 印 </div>								

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

注 この報告書には、衛生管理者の場合は、免許証の写し又はその資格を証する書面を添付のこと。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第23条関係）」に、

「

男 女 別	男 ・ 女	年 令	才
-------	-------	-----	---

」

を

「

性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
-----	-------	-----	---

」

に、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第16条関係）」に、

「

男 女 別	男 ・ 女	年 令	才
-------	-------	-----	---

」

を

「

性 別	男 ・ 女	年 齢	歳
-----	-------	-----	---

」

に、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第19条関係）」に、

「

職 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 才

」

を

「

職 名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	生 才	歳

」

に、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第19条関係）」に、

「

職 名		男 ・ 女
年 月 日 生	年 令	才

」

を

「

職 名		性別	男 ・ 女
年 月 日 生	年 齢	才	歳

」

に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号（第21条関係）」に改め、「昭和」を削り、「殿」を「様」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第1号の次に次の4様式を加える。

様式第2号（第5条の7関係）

衛 生 委 員 会 設 置 報 告 書

所在地 (電話番号)						職 員 数		
設置年月日		年 月 日				男	女	計
委 員	職 名	氏 名	性別	生年月日 (年齢)	指名年月日	備 考		
計 名								
上記のとおり報告します。 年 月 日 統括安全衛生管理者様 <div style="text-align: right;">教職員課長又は所長等 印</div>								

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

注 備考欄には、安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、衛生に関して経験を有する者の区分を記入のこと。
様式第3号(第14条関係)

健康診断個人票

所属名						
氏 名		職		性別	生年 月日	
年	齡					

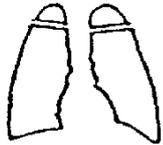
健康診断年月日									
身長 (cm)									
体重 (kg)									
腹 囲 (cm)									
B M I									
視 力	右	()	()	()	()	()	()	()	()
	左	()	()	()	()	()	()	()	()
聴 力	右 (1/4)								
	左 (1/4)								
結 核	間接撮影	撮影年月日							
		フィルム番号							
		所 見							
	直接撮影	撮影年月日							
		フィルム番号							
		所 見							
	か げ 痰 検 査	年 月 日							
		塗 培							
	聴 診 ・ 打 診 その他の検査								
	病 名								
備 考									
血 圧									
尿	たん 蛋 白								
	糖								
	ウロビリノーゲン								
	潜 血								
胃の疾患及び異常									

貧血 検査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 (万/mm ³)					
肝機能 検査	GOT (IU/l)					
	GPT (IU/l)					
	γ-GTP (IU/l)					
血中脂質 検査	LDLコレステロール (mg/dl)					
	HDLコレステロール (mg/dl)					
	トリグリセライド (mg/dl)					
血糖検査 (mg/dl)						
心電図検査						
その他の疾病及び異常						
指 導 区 分						
事 後 処 理						
備 考						

様式第4号 (第16条関係)

診 断 書

(結核性疾患)

所属名		職 名		性 別	男・女
氏 名		生年月日		年 月 日生 (歳)	
住 所					
病 名				X 線 所 見 レントゲンNo.  年 月 日	

血 沈 検 査	実施年月日	1 時間値	2 時間値	喀 痰 検 査	実施年月日	塗 沫 ^{まつ}	培養	備 考
	・ ・ ・	mm	mm		・ ・ ・			
	-----				-----			
	・ ・ ・				・ ・ ・			
	-----				-----			
	・ ・ ・				・ ・ ・			
使 用 薬 剤		使 用 期 間				備 考		
		・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ ・						
		・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ ・						
		・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・ ・						
そ の 他								
上記のとおり診断します。 年 月 日 所 在 地 医療機関名 医師氏名 ㊦								

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

様式第5号 (第16条関係)

㊦ 診 断 書 (療養開始) (精神障害)

所 属 名		職 名		性 別	男・女
氏 名		生年月日		年 月 日生 (歳)	
住 所					
病 名					
現 在 ま で の 病 状 経 過					
現 在 の 病 状	1 現在入院している。 2 現在通院している。 3 現在治療を受けていない。				

使 用 薬 剤	
将 来 の 見 込 み	
そ の 他 参 考 事 項	
備 考	
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">所 在 地 医療機関名 医師氏名 印</p>	

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

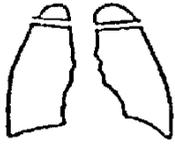
様式第9号の次に次の2様式を加える。

様式第10号 (第21条関係)

(表)

診 断 書 (出勤・復職)

(結核性疾患)

所 属 名		職 名		性 別	男・女
氏 名		生 年 月 日		年 月 日 生 (歳)	
住 所					
病 名	<p>_____</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>				<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>X線所見 レントゲンNo.</p>  <p>年 月 日</p> </div>
療養の経過					
使 用 薬 剤	使 用 期 間	備 考			

	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	
	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	

(用紙の大きさ 日本工業規格A列4番)

(裏)

血 沈 検 査			か く た ん 喀 痰 検 査			
実施年月日	1時間値	2時間値	実施年月日	塗 沫 ま つ	培 養	備 考
・ ・ ・	mm	mm	・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
・ ・ ・			・ ・ ・			
その他の 検 査						
出勤（復職）の可否	可 ・ 否					

参 考 事 項	
上記のとおり診断します。 年 月 日	
所 在 地 医 療 機 関 名 医 師 氏 名	
<input type="checkbox"/>	

様式第11号（第21条関係）

㊤（表）

診 断 書（出勤・復職）

（精神障害）

所 属 名		職 名		性 別	男・女
氏 名		生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）		
住 所					
病 名					
初 診 年 月 日					
既 往 歴					
現 病 歴					
原 因 〔 該 当 事 項 を ○ で 囲 ん で 〕 〔 ぐ だ さ い 。 〕	内 因 性 ・ 外 因 性 ・ 心 因 性				
初 診 時 所 見					

兵庫県教育長訓令第3号

本 庁
県 立 学 校

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

兵庫県立学校教職員健康管理規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校教職員健康管理規程（平成9年兵庫県教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第9条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第11条第3項中「前項に掲げる」を「第1項第1号の委員以外の」に、「のうち半数は」を「の半数については」に、「職員団体の」を「職員団体に」、「過半数の」を「過半数を代表する者の」に改め、「その代表者を」を削る。

第25条第1項中「精神性疾患」を「精神障害」に改め、同条第2項中「医師の」を削り、「精神性疾患」を「精神障害」に、「疑われる」を「認められる」に改め、「ときは、」の右に「その旨を」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該教職員の疾病が精神障害によるものであると認められる場合であって、その療養期間が90日を超える見込みがないときその他教育長が報告の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第25条の2第2項中「精神性疾患」を「精神障害（前条第2項本文の規定による報告を要するものに限る。）」に改める。

第31条第1項第2号中「精神性疾患」を「精神障害」に改める。

様式第3号中「安全衛生委員会設置報告書」を「衛生委員会設置報告書」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

兵庫県教育長訓令第4号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
教 育 機 関

教育機関処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月30日

兵庫県教育長 高 井 芳 朗

教育機関処務規程等の一部を改正する訓令

（教育機関処務規程の一部改正）

第1条 教育機関処務規程（昭和39年兵庫県教育長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「（結核性疾患又は精神障害による病気休暇を除く。）」を削る。

（兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程の一部改正）

第2条 兵庫県教育委員会事務局本庁決裁規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号中「（結核性疾患又は精神障害による病気休暇を除く。）」を削る。

（兵庫県教育委員会教育事務所処務規程の一部改正）

第3条 兵庫県教育委員会教育事務所処務規程（昭和43年兵庫県教育長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「（結核性疾患又は精神障害による病気休暇を除く。）」を削る。

（兵庫県立学校処務規程の一部改正）

第4条 兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「(結核性疾患又は精神障害による病気休暇を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。